様式第１号（第２－２－(1)関係）

計 画 等 の 案 の 概 要

名　　称	一時保護委託者の登録等の基準に関する条例		
公表するもの	①一時保護委託者の登録等の基準に関する条例案及び規則案の概要 ②一時保護委託者の登録等に関する基準（令和８年内閣府令第16号）		
県民意見の募集	有	有の場合はその募集期間	令和８年11月２日(月) ～ 令和８年11月30日(月) (29日間)
	無		
担当課等名	健康福祉部こども若者局こども家庭課　　電話番号　054-221-2307		
総合計画における位置づけ	Ⅱ－１　こども・教育　１－１　こどもまんなか社会の実現 （３）社会的養護とこどもの貧困の解消に向けた対策		
審議会等の名称	－		

１　趣旨

令和７年に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第29号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正されました。

児童相談所の一時保護施設においては、設備及び運営に関する基準が存在する一方、一時保護委託先については、制度上特段の基準等が設けられておりませんでした。

このことを踏まえ、一時保護委託先についても、客観的に質を担保できる仕組みとするため、今回の法改正により、一時保護委託者の登録制度が創設され、児童養護施設等を除き、あらかじめ都道府県知事の登録を受けた者に対してのみ一時保護を委託できることとされました。

一時保護委託者の登録等の基準については、国が定めた基準に従い、都道府県の条例で定めることとされております。これを受け、静岡県では、次の条例を制定します。

なお、条例では、趣旨及び基本方針等について定めることとし、具体的な基準内容は、条例から委任された規則において定めることとします。

○一時保護委託者の登録等の基準に関する条例（仮称）
○一時保護委託者の登録等の基準に関する規則（仮称）

２　骨子

(1) 制定方針

条例は、制定の基準となる内閣府令（一時保護委託者の登録等に関する基準（令和８年内閣府令第16号））をもとに「従うべき基準」「参酌すべき基準」の種別に従って定めることとされています。

内閣府令に定められる国の基準の内容については、児童の適切な処遇確保等の観点からも妥当な内容であり、本県においてこれと異なる基準を定める特殊な事情はないことから、今回制定する条例等には、内閣府令と同内容の基準を定めることとします。

(2) 施行期日

令和９年４月１日を予定しています。